

公営住宅の 入居制限について



問

国土交通省は、昨年12月各都道府県に公営住宅法施行令の改正と、公営住宅管理の適正な執行という通知を出し、地方自治体で実施するよう指示した。

その内容は①入居の際の収入基準を少しでも超えるとは民間並みの家賃にする。②入居の名義人が死亡や離婚でいなくなった場合、3親等までが継承されていたものを配偶者に限定する。また、単身入居の年齢基準を引き上げ、50歳から60歳以上にする。③入居の申し込みのとき資産を自己申告させ、保有資産を自治体が確認できるよう同意書の提出を義務付ける。④家族が減れば家賃の値上げなど。このような措置は、公営住宅の目的に反するものである。従って公営住宅の入居制限などは実施しないこと。

町長

①公営住宅の本来の対象ではない収入超過者の家賃と、民間住宅の入居者との不均衡を是正するための改正であり、本町も住宅に困窮する低額所得者の入居機会の公平性を保つ観点から、今回の制度改正は止むを得ないものと考え

る。②本町は道営住宅もあり、住宅困窮者の入居機会の公平性、公営住宅の管理方法の統一を図る必要もあり、道と十分協議をして進める。

今までも同居者について入居継承を認め、その範囲として入居名義人の3親等以内の同居親族としていたが、その結果、長年にわたる同一親族が居住し続け、入居者・非入居者間の公平性を著しく損なっている実態が見られ、入居名義人の同居者である配偶者及び高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者が継承されるよう改正された。

が継承されるよう改正された。

③入居者選考において住宅困窮事情を的確に反映させるため、可能な限り保有資産について把握し、入居者選考を行う際の考慮事項とする。

④単身等の少数世帯が規模の大きな住戸に居住する場合、1人あたりが受ける便益が大きいとの考えから、利便性係数を高く設定できる。

食育の推進について

問

社会全体に食の基本が崩れてきたことが、子どもたちの生きる力の希薄化として様々な形で表れてきている。食育は食べることの意義や文化を伝え、生涯健康で暮らせる生活力や技術を身につけていくための活動であり、家庭や地域社会、学校と連携した食育の推進が必要である。従って次の点について伺う。

①学校給食を通しての食育の取り組みと、日本の食文

化に対する取り組みは。また地場産品の使用状況と生産者からの直接購入の食材は。②総合的な学習の中で取り組みは。③家庭、地域社会、学校と連携した取り組みは。

教育長

①世界で有数の長寿国である日本の「和食」が脚光を浴びている。学校給食のなかで、魚や野菜の煮物や和え物などの和食中心の献立に取り組んでいる。

今後、日本の食文化である和食メニューの充実と健康食としての「和食」に関する指導に取り組む。

地場産品の使用状況は、平成17年度は、町内産野菜の割合は約26%、道内産と併せると約65%となる。今年度からは、給食パンの小麦を、十勝産小麦100%にした。今後も地場産品を数多く使いたい。

生産者からの直接購入は、生鮮食材は当日使用する分を当日の朝、給食センターに搬入する。

一定量を必要な日に確保できるかが問題であり、生

産者からの直接購入は、難しいものがある。しかし、生産者側の体制の問題がクリアできれば可能である。昨年は「いちご」を直接生産者から購入している。

②特別に「食育」と銘付けた授業は実施していないが、広い意味での食に関する学習が行われている。食べ物の成り立ちや、調理方法、産地や流通についての学習、地場産品としての農産物への理解や学校菜園での作物を作る過程の学習、調理実習なども実施され、総合的に「食育」の学習を進めている。

③途別小学校が実施している水田作りは、米や野菜を収穫して調理し食するまでの過程を地域のお年寄りによる指導や保護者の協力を頂き実施している。

昨年度は幕別町PTA連合会の研究主題に食育を取り上げ、保護者を対象とした講演会を開催した。